

函館市職員試験就労実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身の故障により長期にわたり休務している職員の円滑な復帰および再発防止を図るため治療の一環として実施する試験就労に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる職員)

第2条 試験就労の対象となる職員（病院局の職員にあっては、函館市長より出向を命ぜられた職員に限る。）は、次のとおりとする。

- (1) 引き続き30日以上病気療養休暇の承認を受けている職員で、任命権者が必要と認めるもの
- (2) 心身の故障により休職中の職員で復職を予定しているもののうち、任命権者が必要と認めるもの
- (3) その他任命権者が必要と認める者

(試験就労の実施の手続)

第3条 主管長は、前条各号に該当する職員について試験就労を実施しようとするときは、医師の診断書を添え、任命権者に申し出なければならない。

- 2 任命権者は、前項の申出があったときは、函館市職員健康判定審査会設置要綱第1条に規定する函館市職員健康判定審査会（以下「審査会」という。）に当該職員の病状および回復の程度による試験就労の可否について審査を依頼するものとする。
- 3 審査会は、前項の依頼があったときは、試験就労の可否について審査し、任命権者に意見を述べるものとする。
- 4 任命権者は、審査会の意見に基づき、当該職員の試験就労の可否を決定し、主管長および当該職員にその旨を通知するものとする。

(試験就労の期間および内容)

第4条 試験就労の期間は、おおむね3か月以内の期間とし、対象となる職員、主治医、産業医等の意見に基づき、任命権者が定める。

- 2 試験就労は、原則として現に所属する職場において行うものとし、登退庁時刻、職場での滞在時間、従事する業務の内容その他試験就労

の具体的内容については、対象となる職員の希望および主治医、産業医等の意見に基づき、所属長が定める。

(試験就労の経過報告および終了の手続)

第5条 所属長は、試験就労を実施している職員の勤務状況を記録し、主管長を経由して任命権者に定期的に報告するものとする。

2 任命権者は、試験就労の終了の日の2週間前までに、試験就労の期間における当該職員の勤務状況について記載した報告書に医師の診断書を添え、審査会に当該職員の病状および回復の程度について審査を依頼するものとする。

3 審査会は、前項の依頼があったときは、病状および回復の程度について審査し、任命権者に意見を述べるものとする。

(試験就労の延長の手続)

第6条 主管長は、試験就労を実施している職員について、試験就労の期間を延長する必要があると認めるときは、医師の診断書を添え、任命権者に申し出なければならない。

2 任命権者は、前項の申出があったときは、審査会に当該職員の病状および回復の程度による試験就労の延長の可否について審査を依頼するものとする。

3 審査会は、前項の依頼があったときは、試験就労の延長の可否について審査し、任命権者に意見を述べるものとする。

4 任命権者は、審査会の意見に基づき、当該職員の試験就労の延長の可否を決定し、主管長および当該職員にその旨を通知するものとする。

(試験就労の中止)

第7条 任命権者は、職員が試験就労開始後において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、試験就労を中止することができる。

(1) 職員の心身の状況が、試験就労に耐えられないと認められるとき。

(2) 職員の心身の状況が、試験就労を必要としない程度に回復したと認められるとき。

2 所属長は、前項の規定により試験就労を中止したときは、その旨を任命権者を経由して審査会に報告するものとする。

(試験就労中の身分)

第8条 試験就労中の職員は、法令等に定めがあるものを除くほか、いかなる給与も支給されない。

2 試験就労中の職員が試験就労中に災害にあった場合においては、所属長は速やかにその旨を総務部職員厚生課に報告するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、試験就労の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。